

横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

平成30年度税制改正において給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされました。これに伴い、所得情報を活用している横浜市ひとり親家庭等医療費助成事業において、これまで医療費助成の対象となっていた者が助成の対象から外れることを防ぐため、総所得金額から基礎控除の引き上げ額に相当する額を控除する必要があることから横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則（平成4年3月横浜市規則第13号。以下「規則」という。）の一部を改正します。

また、令和2年度税制改正において、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の改正並びに低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の改正がされたことに伴い、併せて規則の一部を改正します。

2 改正の概要

(1) 第12条第1項について

横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年12月横浜市条例第55号）第4条第2項に規定する所得の額の算定において、総所得金額に給与所得及び公的年金所得が含まれる場合は、それらの所得の合計から10万円を控除した金額を用いて所得を算定するように改めます。また、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特別控除の条文を追加します。

(2) 第12条第2項第3号について

既存の特別寡婦控除を削除し、新たに寡婦控除について規定を整備します。

(3) 第12条第2項第4号について

ひとり親控除について加えます。

(4) その他

所要の規定の整備

3 公布日

令和3年7月21日発行の横浜市報に登載して公布します。

4 施行日

公布日から施行します。